

一、世界及日本の社会状勢に関する教育

二、無產階級解放方策に関する教育

三、労働組合運動に関する教育

四、總務会指導精神に関する教育

(1) 我等の教育は、その對象によつて凡そ左の三種に分類される。

一、組合員に對する教育

二、未組織労働者に對する教育

(2) 更にその手段方法は凡そ左の如く區別し得る

一、講習會、講演、研究會、茶話會、演説會等の集會による場合

二、新聞、パンフレット、リトグラフ、ヒラ等文書による場合

三、実踐的闘争へ動員することによる場合

六、講習會、講演等の集會による場合

我等は、主としてその組織活動のための訓練を目的とすれど、其の範囲つて、主として組織精神をも含む上記

七、未組織労働者に對する教育

即ち、我等は、未組織労働者に對する教育も、その組織活動のための訓練も、其の範囲内に於ける事にあらずしてそれより

而も離れて、即ち、我等は、未組織労働者に對する教育も、その組織活動のための訓練も、其の範囲内に於ける事にあらずしてそれより

而も離れて、即ち、我等は、未組織労働者に對する教育も、その組織活動のための訓練も、其の範囲内に於ける事にあらずしてそれより

而も離れて、即ち、我等は、未組織労働者に對する教育も、その組織活動のための訓練も、其の範囲内に於ける事にあらずしてそれより

而も離れて、即ち、我等は、未組織労働者に對する教育も、その組織活動のための訓練も、其の範囲内に於ける事にあらずしてそれより

而も離れて、即ち、我等は、未組織労働者に對する教育も、その組織活動のための訓練も、其の範囲内に於ける事にあらずしてそれより

而も離れて、即ち、我等は、未組織労働者に對する教育も、その組織活動のための訓練も、其の範囲内に於ける事にあらずしてそれより

八、未組織労働者に對する教育